



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 大企業でパートで働くと社会保険に入らなければならなくなったとは聞きましたが、中小企業でパートで働いても社会保険に加入しなければならなくなったのでしょうか？

A1 501人以上の社会保険加入者がいる大企業（特定適用事業所といいます）では、昨年10月より、パートであっても要件を満たす場合は、社会保険に加入しなければならなくなりましたね。

実は、平成29年4月から、特定適用事業所ではない事業所（中小企業など）でも、労使の合意があれば、パート等の短時間労働者が厚生年金保険・健康保険に加入できるようになりました。

労使の合意とは、会社と、対象となる短時間労働者の1/2以上とが同意することをいいます。

対象者の過半数で組織する労働組合や過半数を代表とする者がいる場合には、そうした方々の同意も有効です。

同意が必要となるのは、会社側にとっては社会保険料の負担が増えるということと、従業員側にとっては、社会保険に加入したくない短時間労働者がいたとしても、半分以上の短時間労働者が賛成すれば、要件に該当する短時間労働者全員が、社会保険に加入しなければならないということがあるからです。

なお、短時間労働者の社会保険加入の要件は、上記の合意に基づく加入であっても、特定適用事業所における要件と同じで、次の通りです。

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 雇用期間が1年以上見込まれること
- (3) 賃金の月額が88,000円以上であること
- (4) 学生でないこと

加入に当たっては、パート従業員のニーズをよく確認する必要がありますね。

Q2 会員の夫の扶養の範囲内でパートで働く場合と、働き方を変えずに夫の扶養から離れ勤務先で社会保険に加入する場合のメリットとデメリットを教えてください。

A2 扶養といっても、税と社会保険とがありますが、私は社会保険労務士なので、社会保険に関する部分だけをお話ししますね。（税金に関することは専門ではないので）

まずは、**デメリット**からですが、会社員等に扶養されている配偶者（3号被保険者）は保険料が免除されていますが、勤務先で社会保険に加入すると、保険料を払う必要がなくなります。デメリットはたった一つしかありません。**メリット**は沢山あります。

- ① 将来もらえる年金が確実に増えます。
基礎年金に加えて、厚生年金の部分が增えます。
- ② 万一障害になった場合、障害基礎年金だけでなく障害厚生年金ももらえます。
国民年金の障害基礎年金は、重度障害（自立生活不能）である1級と2級の場合にのみ支給されますが厚生年金の障害厚生年金には障害等級3級（労務不能）の場合でも年金がもらえます。
- ③ 万一亡くなった場合、配偶者等に対して遺族厚生年金が支給されます。
国民年金の遺族基礎年金は、被保険者の死亡時に18歳未満の子がいないと、配偶者には支給されませんが、厚生年金の場合は18歳未満の子がいなくても遺族厚生年金が支給されます。
※夫が遺族の場合は、55歳以上でないとう受給できません。
- ③ 医療保険の給付が充実しています。
出産手当金や傷病手当金などは、国民健康保険ではなく、社会保険のみの制度です。
- ④ 会社も保険料の半額を負担しますので、ご自身で国民健康保険や国民年金を払っていた人は、保険料負担が安くなる場合が多いです。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980